

世界農業遺産「清流長良川の鮎」
若者の発信力を生かす体験×PRプログラム
企画・運営等業務プロポーザル 公募要領

留意事項

本業務に係る予算は、令和7年度岐阜県当初予算の成立を前提としており、成立しない場合は、本業務は実施しませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。

令和7年2月25日

岐阜県農政部里川・水産振興課

目次

第1	募集の内容	2
1	業務名	2
2	業務内容	2
3	業務委託期間	2
4	委託予定価格	2
第2	プロポーザルに係る事項	2
1	プロポーザル参加の要件	2
2	企画提案書の作成	3
3	プロポーザルの手続等	4
	(1) スケジュール	4
	(2) 公募要領等の公表・配布	4
	(3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表	4
	(4) プロポーザル参加申込書の受付	5
	(5) 企画提案書等、書類の受付	5
	(6) プロポーザル参加に際しての注意事項	6
	(7) 見積書作成に当たっての注意事項	7
第3	評価に係る事項	7
1	評価方法	7
2	評価会議	7
	(1) 開催日	7
	(2) 開催場所	7
	(3) プロポーザルの所要時間	7
	(4) 注意事項	7
3	評価項目及び評価内容	7
4	最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	8
5	複数の同得点者が生じた場合等の取扱い	8
6	提案者が1者又ははない場合の取扱い	8
7	選定結果の通知及び公表	8
第4	契約の締結	8
1	仕様書の協議	8
2	電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認	9
第5	業務の適正な実施に関する事項	9
1	関係法令の遵守	9
2	業務の一括再委託の禁止	9
3	個人情報保護	9
4	守秘義務	9
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について	9
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	9
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	9
第7	その他	10
第8	問合せ先及び各種書類の提出先	10
別表	評価項目及び評価内容	11

世界農業遺産「清流長良川の鮎」 若者の発信力を生かす体験×PRプログラム 企画・運営等業務プロポーザル公募要領

清流長良川の鮎を通じて、人の生活、水環境、漁業資源が密接に関わる岐阜県ならではの里川全体のシステム「長良川システム」が平成27年12月に「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定されました。

令和7年12月15日に「清流長良川の鮎」が世界農業遺産認定から10年を迎えることから、その節目を好機と捉え、「若者の発信力の活用」「長良川流域から県下全域への展開」といった新たなステージを展開していくこととし、若者への周知、発信力活用のきっかけとして、県内外の高校生・大学生等の若者が、世界農業遺産について現地視察等により学び、課題と解決策を考え発表する「体験×PRプログラム」を実施します。

本業務は、「体験×PRプログラム」の実施に必要な企画、準備、会場設営及び運営管理等を効果的かつ効率的に行うための提案を募集します。

第1 募集の内容

1 業務名

世界農業遺産「清流長良川の鮎」 若者の発信力を生かす体験×PRプログラム
企画・運営等業務

2 業務内容

別紙「世界農業遺産「清流長良川の鮎」 若者の発信力を生かす体験×PRプログラム企画・運営等業務仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年10月31日（木）まで

4 委託予定価格

上限額：4,564,860円（消費税及び地方消費税相当額込み）

※当該上限額を超える見積額の提案は選外とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）又は、複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）とし、下記①から⑨までの要件を満たしていることが必要です。なお、共同体で参加する場合は、その代表法人を含むすべての構成員が①から⑨までのすべての要件を満たしている必要があります。

- ① 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる入札参

加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

- ⑦ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

- ⑧ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- ⑨ 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参加申込みする場合も含みます。）を行うことはできません。

2 企画提案書の作成

別添仕様書に基づき、事業全体の企画を企画提案書（様式 3）に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4 型（一部 A 3 型資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
①公募要領等の公表・配布	令和7年2月25日(火)～3月28日(金)
②公募要領等に関する質問受付	令和7年2月25日(火)～3月28日(金)
③プロポーザル参加申込受付	令和7年2月25日(火)～3月28日(金)
④企画提案書の受付	令和7年2月25日(火)～4月4日(金)
⑤プロポーザル評価会議	令和7年4月中旬(予定)
⑥評価会議結果の通知・公表	令和7年4月中旬(予定)

※配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の公表・配布

- ① 配布日時 令和7年2月25日(火)～令和7年3月28日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く)

- ② 配布場所 公募要領等は、原則、以下の岐阜県公式ホームページからダウンロードしてください。

〔岐阜県公式ホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp>)>県政情報
>入札・公売>入札公告(WTO 案件以外)>公募型プロポーザル〕

※ 紙媒体での配布を希望する場合は、以下までお越しください。

なお、岐阜県庁舎への入庁手続については、別添「来庁される方の入庁フロー」を参照してください。

岐阜県農政部里川・水産振興課里川振興係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁13階)

※ 郵送での配布は行いません。

(3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間
令和7年2月25日(火)～令和7年3月28日(金) 午後5時15分まで

- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(様式1)を里川・水産振興課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。

【提出先】

岐阜県農政部里川・水産振興課里川振興係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁13階)

FAX: 058-278-2695

電子メールアドレス: c11428@pref.gifu.lg.jp

- ③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位 その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県公式ホームページ上にて公開します。

〔岐阜県公式ホームページ(<http://www.pref.gifu.lg.jp>)>県政情報
>入札・公売>入札公告(WTO 案件以外)>公募型プロポーザル〕

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間
令和7年2月25日(火)～令和7年3月28日(金)午後5時15分まで
- ② 提出方法
 - ・プロポーザル参加希望者は参加申込書(様式2)を里川・水産振興課まで持参(別添「来庁される方の入庁フロー」参照)又は郵送(必着)により提出してください。
 - ・持参による受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。
 - ・郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕をもって送付してください。
- ③ 提出書類
 - ア 参加申込書(様式2)
 - イ 共同体構成員届出(共同体の場合)(様式7)
 - ウ 共同体協定書の写し(共同体の場合)(様式8)
 - エ 委任状(共同体の場合)(様式9)
- ④ 提出部数 1部

(5) 企画提案書等、書類の受付

- ① 提案書受付期間
令和7年2月25日(火)～令和7年4月4日(金)午後5時15分まで
- ② 提出書類
 - ア 企画提案書(様式3)
※業務仕様書を参考に提案してください。
 - イ 見積書(様式6)
 - ウ 法人等に関する書類
 - (ア) 法人等概要書(様式4)
 - (イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)
 - (ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを(可能な場合はどちらも)提出してください。)
 - ※共同体の場合は、構成員すべてについて 上記(ア)から(ウ)までを提出してください。
 - エ 誓約書(様式5)
- ③ 提出部数
8部(原本1部、副本7部)
- ④ 提出方法
 - ・里川・水産振興課まで持参(別添「来庁される方の入庁フロー」参照)又は郵送(必着)により提出してください。
 - ・持参による受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

- ・郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期限内に確実に到着するよう余裕をもって送付してください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本公募要領に違反すると認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
- ケ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成・提出等、プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。
- イ プロポーザル参加者は、企画提案書等の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 参加者は、共同体である場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人が業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
- エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の午後4時までに、辞退届（様式自由）を里川・水産振興課に持参又は郵送により申し出

てください。なお、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 見積にあたっては、以下の点に留意してください。
 - ア 見積費用は、見積書（様式6）のとおり作成してください。
 - イ 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案された内容と整合するものとしてください。
 - ウ 一般管理費は、事業費の合計額の10%以内としてください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「世界農業遺産「清流長良川の鮎」若者の発信力を生かす体験×PRプログラム企画・運営等業務プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、「評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議

(1) 開催日

令和7年4月中旬（予定） ※詳細は、後日、参加者に個別に通知します。

(2) 開催場所

岐阜県庁舎内会議室（予定）

(3) プロポーザルの所要時間

プレゼンテーション 15分以内

評価会議構成員からの質疑 10分程度

(4) 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は4名までとしてください。（共同体においても1共同体当たり4名までとします。）
- ・指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。
- ・評価会議では提出した企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。プレゼンテーション当日に新たに説明資料を追加することはできません。
- ・プレゼンテーションに際して、パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり。

4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

- ・上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・順位点は下表のとおり基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順 位	1 位	2 位	3 位	4 位以下
順位点	3 点	2 点	1 点	0 点

5 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

6 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者としてします。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

7 選定結果の通知及び公表

選定結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書で通知するとともに、以下の内容を岐阜県公式ホームページで公表します。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額及び価格点を含む。提案者の名称は秘匿）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

第4 契約の締結

1 仕様書の協議

選定した最優秀提案者と県が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結します。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合は、評価結果において総合評価が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る。）と協議を行うこととします。

2 電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合は、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」（様式 10）を提出してください。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び仕様書別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当業務を遂行できるよう、受託者は引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を

遅滞なく提供することとします。

第7 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合、原則として契約を解除します。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁13階）

岐阜県農政部里川・水産振興課里川振興係

TEL：058-272-8455

FAX：058-278-2695

電子メールアドレス：c11428@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を140点満点として採点し、評価会議の構成員の点数の合計により算出する。

評価項目及び評価内容			評価基準点				
I 事業の実施計画に関する評価			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	世界農業遺産「清流長良川の鮎」及び清流長良川あゆパークについての理解	世界農業遺産「清流長良川の鮎」及びその情報発信の拠点となる清流長良川あゆパークについて理解し、企画実施の前提として必要な知識を備えているか。	15	12	9	6	3
2	事業目的等の理解	県内外の高校生・大学生等の若者が世界農業遺産「清流長良川の鮎」について学び、その課題と解決策を考え発表するという事業の目的、企画方針及びターゲットを理解した提案になっているか。	20	16	12	8	4
3	現地視察（フィールドワーク）の企画実施について	世界農業遺産の保全・活用・継承に係る現場の声や実践者の活動を学び、テーマ解決に向けた問題点や課題等を考察するのに効果的な視察先、内容及び講師等が提案されているか。	15	12	9	6	3
4	座学研修の企画実施について	テーマ解決に向けた問題点や課題を討議するのに効果的な研修内容及び講師が提案されているか。	15	12	9	6	3
5	グループワークの企画実施について	グループワークを円滑に進行し、時間内にテーマ解決に向けて議論、資料作成及び課題発表を適切に実施できる講師、カリキュラム及び方法が提案されているか。	25	20	15	10	5
6	参加者の募集企画について	本事業に参加すべきターゲットを明確にし、それらに効果的な募集方法が提案されているか。	15	12	9	6	3
II 業務の実施体制等に関する事項			大変優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	事業実施の能力	本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10	8	6	4	2
2	事業実施体制の妥当性	事業を適正かつ確実に実施できるよう、十分な人員体制が提案されているか。	10	8	6	4	2
3	事業費の妥当性	事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	10	8	6	4	2
III SDGsへの取組みに関する評価							
1	SDGsへの取組み	「環境面の取組み」（1点）「社会面の取組み」（1点）「経済面の取組み」（1点）といったSDGsの三側面への取組みがなされているか。 ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」に登録されているか。（1点） ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「ゴールドパートナー」に登録されているか。（2点）	(/ 5点)				
合計140満点							